

特別養護老人ホーム福寿園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 (1271300160)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付について	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 千葉県野田市金杉2325番地1
- (3) 電話番号 04-7125-8871
- (4) 代表者氏名 理事長 岡田 安郎
- (5) 設立年月 昭和63年6月10日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年2月1日指定
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉サービスの提供
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 福寿園
- (4) 施設の所在地 千葉県野田市金杉2325番地1
- (5) 電話番号 04-7125-8871
- (6) 施設長（管理者）氏名 山崎 美紀

(7) 開設年月 平成1年6月22日

(8) 入所定員 83人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋および2人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

(居室数については短期入所も含む)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	1室	従来型個室
2人部屋	16室	多床室
4人部屋	15室	多床室
合計	32室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	4室	特殊浴槽・一般浴槽・個浴
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	常勤換算で28名以上
3. 生活相談員	常勤1名以上
4. 看護職員	常勤換算で3名以上 （常勤1名以上）
5. 機能訓練指導員	常勤1名以上
6. 介護支援専門員	常勤1名以上
7. 医 師	2名（嘱託2名）
8. 管理栄養士	常勤1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	週2回
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早番： 7:00 ～ 16:00 4名
	日勤： 8:30 ～ 17:30 2名
	遅番： 10:00～19:00 5名
3. 看護職員	夜勤： 17:00 ～ 翌10:00 4名
	標準的な時間帯における最低配置人員
4. 機能訓練指導員	日中： 8:30 ～ 17:30 2名
	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中： 8:30 ～ 17:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割 (一定以上の所得のある方は8割もしくは7割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00

昼食：12：00

夕食：18：00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金 (1日あたり) > (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額 (自己負担額) と居室に係る自己負担額および食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

(1割負担の方) 1日あたりの自己負担額

	介護サービス費
介護度1	589円
介護度2	659円
介護度3	732円
介護度4	802円
介護度5	871円

(2割負担の方) 1日あたりの自己負担額

	介護サービス費
介護度1	1,178円
介護度2	1,318円
介護度3	1,464円
介護度4	1,604円
介護度5	1,742円

(3割負担の方) 1日あたりの自己負担額

	介護サービス費
介護度1	1,767円
介護度2	1,977円
介護度3	2,196円
介護度4	2,406円
介護度5	2,613円

○加算料金（自己負担額が1割負担の方の場合）

① 日常生活継続支援加算

認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合。1日につき36円となります。

② 看護体制加算Ⅰ

常勤の看護師を1名以上配置している場合。1日につき4円となります。

③ 看護体制加算Ⅱ

看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間連携体制を確保している場合。1日につき8円となります。

④ 夜勤職員配置加算Ⅰ

夜勤帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合。1日につき13円となります。

- ⑤ 個別機能訓練加算Ⅰ
常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合。1日につき12円となります。
- ⑥ 若年性認知症受入加算
若年性認知症の利用者に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合。1日につき120円となります。
- ⑦ 精神科医療養指導加算
精神科を担当する医師に療養指導が月2回以上行われている場合。1日につき5円となります。
- ⑧ 経口移行加算
経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合。1日につき28円となります。
- ⑨ 看取り介護加算Ⅰ
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前31日以上45日以下に加算。1日につき72円となります。
- ⑩ 看取り看護加算Ⅱ
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算。1日につき144円となります。
- ⑪ 看取り介護加算Ⅲ
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前2日又は3日に加算。1日につき680円となります。
- ⑫ 看取り介護加算Ⅳ
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日に加算。1日につき1,280円となります。
- ⑬ 認知症専門ケア加算Ⅰ
認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合。1日につき3円となります。
- ⑭ 認知症専門ケア加算Ⅱ
認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合。1日につき4円となります。
- ⑮ 安全対策体制加算
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時に1回、20円となります。
- ⑯ 協力医療機関連携加算Ⅱ
協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。1月に5円となります。
- ⑰ 特別通院送迎加算
透析を必要とし、家族や病院等による送迎が困難であって、1月に12回以上、通院のための送迎を行った場合。1月に594円となります。
- ⑱ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ
感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者

が発生した場合の現地指導を受けている場合。1月に5円となります。

⑱ 療養食加算

療養食を提供した場合。1日3回を限度とし1回につき6円となります。

⑳ 外泊時費用

病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合。月6回を限度とし1日につき246円となります。

㉑ 初期加算

入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。1日につき30円となります。

○介護職員等処遇改善加算 I

基本料金と加算料金を加えた料金に14.0%を乗じた金額を加算します。

※上記加算については、職員の配置状況やご契約者の身体状況の変化等により変更される場合があります。

○地域加算

1単位につき10,27円です。(野田市は6級地によるもの)

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

◇当施設の居住費・食費

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、施設利用費(住居費)・食費の負担が軽減されます。

	食 費	居 住 費
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円
上記以外の方	1,445円	915円

(2) (1) 以外のサービス (契約書第 4 条、第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

[理髪サービス]

月 2 回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金 実費相当

②栄養補助食品 実費相当

栄養量を確保するために、主治医より補助食利用の指導があった場合
なお、商品の変更や金額の変更がある場合もございます。

③預り金管理料

ご契約者の貴重品管理をいたします。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを四半期ごとにご契約者へ交付します。

○利用料金：1 か月 1, 0 0 0 円

④レクリエーション、クラブ活動及び誕生会等

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：実費額

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑥契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (1 日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 1 0 日迄にご請求します

ので、ご指定の口座より自動引き落としでのお支払い（翌月26日）となります。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
医療法人社団 啓心会 岡田病院	千葉県野田市柳沢221番地	精神科、内科
キッコーマン株式会社 キッコーマン総合病院	千葉県野田市宮崎100	内科等（総合）

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- ①要介護認定により自立又は要支援と判定された場合（但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合は適用されません。）
- ②要介護認定により要介護1又は要介護2と判定され、特列入所の要件に該当しないと認められる場合（但し、ご契約者が平成27年3月31日以前からホームに入所している場合は適用されません。）
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊時費用）

②上記期間を越える入院の場合

上記短期入院の期間を越える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早

く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意し、使用した場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人にお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 生活相談員
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日
 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付期間

野田市役所 高齢者支援課	所在地	千葉県野田市鶴奉7-1
	電話・FAX	04-7125-1111/04-7123-1095
	受付時間	平日 9:00~17:00
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話・FAX	043-254-7428/043-254-7401
	受付時間	平日 8:30~17:30
千葉県運営適正化委員会	所在地	千葉県千葉市中央区千葉港4-3
	電話・FAX	043-246-0294/043-246-0298
	受付時間	平日 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人福寿会 特別養護老人ホーム福寿園
理事長 岡田 安郎 ㊞

説明者 ㊞

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 ㊞

保証人 住 所

氏 名 ㊞

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3,089.55 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年1月4日指定 定員10名

[通所介護] 平成12年1月4日指定 定員20名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・・・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の割合で、常勤換算で28名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・・・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。常勤1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・・・・・・主にご契約者の健康管理や療養上のケアを行います。日常生活上の介護、介助等も行います。常勤換算で3名以上（常勤1名以上）の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・・ご契約者の機能訓練を担当します。常勤1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

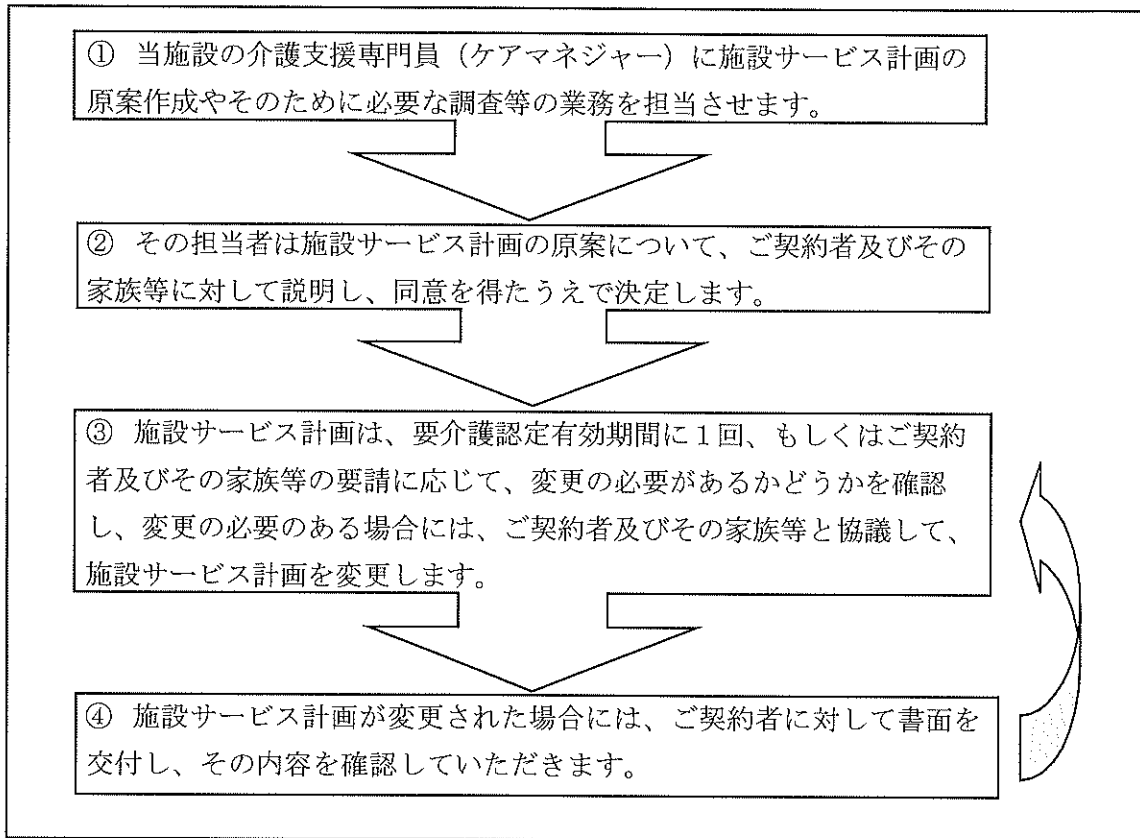
介護支援専門員・・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。常勤1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師・・・・・・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。2名の医師（非常勤）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 14:00～16:00

※感染症等により、面会時間の変更及びお断りする場合がございます。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(2) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、外出、外泊開始日の2日前までにお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、外泊時費用をご負担いただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出がなかった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」をご負担いただきます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。